審議事項(1)-4 AF 2015-9 2015年7月10日

日付

プロジェクト 金融商品(マクロヘッジ)

IASB 会議 (2015 年 5 月) における検討状況及び 2015 年 7 月 ASAF 会

項目 議への対応

# 本資料の目的

- 1. IASB は 2014 年 4 月にディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理:マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」(以下「DP」という。)を公表し、2014 年 10 月 17 日までコメントを募集した。
- 2. IASBは寄せられたコメントを分析¹し、2015 年 5 月IASB会議でマクロヘッジ・プロジェクトの今後の進め方を検討している。本資料はIASB会議の 2015 年 5 月の審議の模様を紹介するとともに、ASAF会議での発言案についてご意見をいただくことを目的としている。

# IASB 会議(2015年5月)における審議の概要

- 3. 2015 年 5 月会議では、プロジェクト・プランの以下の 3 つの内容について審議が行われた。
  - (1) プロジェクトの進め方に関するアプローチ
  - (2) 金利リスク以外のリスクの取扱い
  - (3) 専門家諮問パネルの設置

## プロジェクトの進め方に関するアプローチ

#### (識別された状況)

- 4. IASB スタッフは、2月及び3月会議において DP に対して受領したコメントレターの分析を実施した(別紙参照)。スタッフはこの作業を通じてマクロヘッジ・プロジェクトの目的に関して作成者と利用者の間に著しい認識の相違があることを認識した。
  - (1) 作成者の認識するプロジェクトの目的
    - ① 作成者は、プロジェクトが会計上のミスマッチから生じる純損益のボラティ リティーを管理することを目的とするヘッジ会計の適用における現状の困難 性に対処すべきと考えていた。
    - ② ①の結果として、財務諸表において動的リスク管理(Dynamic Risk Management 〈DRM〉)を表現するよりもむしろ、会計上のミスマッチの削減に主として焦点を当てるべきと考えていた。

<sup>1</sup> 分析内容については別紙を参照。

- (2) 利用者の認識するプロジェクトの目的
  - ① 利用者は、概ね DP で提案されたポートフォリオ再評価アプローチ (Portfolio Revaluation Approach 〈PRA〉) の概念を支持した。利用者は利益の源泉(顧客マージンやリスクをオープンにしたポジションをとったことによる結果など) ごとの正味金利収益の分析に関心があり、DP の提案は DRM と財務報告の整合性を高めるものと考えていた。
  - ② ①の結果として、DRM に焦点を当てた範囲の PRA を支持した者がいた。彼らはヘッジされたポジションのみではなく、ヘッジされていないポジションへの関心があった。
- 5. その他にも、スタッフは以下のような状況を識別した。
  - (1) 利用者からの主要なメッセージの一つは財務諸表における DRM 活動について提供される情報の中には明瞭性が欠如しているものがあるということであり、作成者も IFRS 第7号「金融商品:開示」(以下「IFRS 第7号」という。) における開示の要求事項は必ずしも DRM 活動に適うものではないことについて留意している点で、この点における意見の相違は比較的小さい。
  - (2) 利用者は動的金利リスク管理の全体像に関する情報の必要性があるという見解で共通している。
  - (3) 作成者の多くは PRA の適用についてリスク管理に焦点を当てた適用範囲を選好し、 開示の範囲は認識及び測定のアプローチと同一とすべきという意見であるが、動 的リスク管理の全体像の開示を容認する意見もあった。
  - (4) 作成者は、行動予測特性 (behaviouralisation) を反映させることは必須であると考えていた。利用者からは、行動予測特性の反映は概ね支持された。しかし、利用者の中には行動予測特性には主観性が内在するため、比較可能性が失われること及び利益操作に用いられることへの懸念を表明した者もいた。
  - (5) PRA に関する情報を純損益、その他の包括利益(OCI) 又は注記のみで開示すべき かどうかについては、利用者の間で意見が分かれた。

#### (スタッフ提案)

6. 第4項及び第5項の分析に基づいて、スタッフは個別論点の検討を行うのに先立って プロジェクトの全体的な趣旨又は目的について確認する必要があると考えた。スタッ フは、この確認を行うことで IASB が DP のどの要素がマクロヘッジ・プロジェクトの 目的を達成することに適しているか及び、もし DP で提案された要素を改定する必要が あるとすればどのような改定が必要であるかより容易に決定できると考えた。

- 7. 加えて、スタッフは異なった利害関係者の間に存在するDRM活動に関する多様な情報の ニーズに対応するために、あるべき開示を先に検討し、そこで得られた知見を活用し てその後に認識及び測定に関する要求事項を検討することを提案した<sup>2</sup>。スタッフは、 このアプローチには以下のような長所があると考えた。
  - (1) 開示は利用者及び作成者の双方が有用であると考える情報について直接的に取り扱う論点である。
  - (2) 開示を取り扱った後に行われる認識及び測定に関する決定を、開示の検討で得られたどの程度の情報の透明性が必要かに関する知見に基づいて行い得る。
  - (3) 作成者と利用者の意見の相違に最もよく対処することができる柔軟性のある方法である。

#### 金利リスク以外のリスクの取扱い

8. 受領したコメントレターの分析によると、DPで取り上げた金利リスク以外のリスクについては、概a IFRS 第9号における現行のヘッジ会計の要求事項で十分であるというものであった。また、スタッフは現行のヘッジ会計の要求事項の中でコア要求払預金にヘッジ会計を直接適用できないことが、金利リスク管理における主要な問題点であると認識している。そのため、スタッフは動的金利リスク管理を優先させた後に「その他のリスク」を検討することを提案した。

#### 専門家諮問パネルの設置

9. スタッフは、マクロヘッジ・プロジェクトにおける相反した見解の存在や、専門性が 求められる性質を考慮し、IASBにおけるマクロヘッジ・プロジェクトの審議を支援す るための専門家諮問パネルを組成すること、ただし、プロジェクトの現状を考慮し、 当該組成はプロジェクトが進んだ後の段階とすることを提案した。

#### 5月 IASB 会議における暫定決定及び理事からのコメント

- 10. 5月IASB会議における暫定決定³は以下のとおりである。
- (1) まず、開示を通じて動的リスク管理活動に関する関係者の情報ニーズにどのように対処することが可能なのかを検討してから、認識及び測定を通じて対処する必要のある領域を検討する。
- (2) 金利リスクの検討を優先させ、他のリスクの検討は本プロジェクトの後の段階で行う。
- (3) 本プロジェクトの後の段階で、専門家諮問パネルを設置する。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> スタッフはアジェンダ・ペーパーの中で開示のみのプロジェクトとすることをスタッフは提案しているのではないことを強調している。

<sup>3</sup> 出席理事 14 名全員の賛成。

- 11. 議論の過程で出席理事からは以下のようなコメントが示された。
  - (1) 開示から検討を開始するというのは作成者及び利用者に共通する土台を探すこと から議論を開始することになる点で、良い考えだと思う。認識及び測定から開始 すると冒頭から議論が紛糾するように思われる。
  - (2) プロジェクトの進め方として、まず開示の検討に着手することに賛成だが、利用 者及び作成者は開示のみではなく認識及び測定も含めた包括的な情報提供の必要 性について語っていることに留意すべきであり IASB は IFRS 第7号の改定のみを 検討していると受け取られないようにすべき。
  - (3) 会計基準に基づかない指標 (non-GAAP measures) の使用の程度が考慮すべき要因の一つとなるのではないか。
  - (4) 金利リスクに関する検討を優先する理由を説明すべきである。動的金利リスク管理は銀行業に特有である一方、最終的に策定される基準は他の多くの業界にも関連するからである。
  - (5) 現段階ではなく、後の段階で専門家諮問パネルを組成することに賛成である。現状ではどのような分野の専門家が必要か明確ではない。

# IASB における次のステップ

- 12. スタッフは、2015 年 6 月のIASB会議用アジェンダ・ペーパー<sup>4</sup>の中で、IASBに対して 次のステップとして公開草案を公表する前に、ディスカッション・ペーパーを公開す ることを提案している。これは、ディスカッション・ペーパー形式の方が、会計基準 の提案の様式が求められる公開草案と比較し、より効率的かつ柔軟に協議を進めるこ とができると考えているためである。
- 13. また、スタッフは、ディスカッション・ペーパーを再度公開する便益として、代替案を含めた新たな会計モデルを提案・検討していくことに関し、以下の理由を挙げている。
  - (1) 新たな会計モデルが、金利リスクの動的リスク管理の財務上の影響にどのように 反映するか、より明確に理解することができる。
  - (2) 会計モデルの開発段階で、より適切なフィールドテストの機会を得られる。
  - (3) 公開草案の段階で、新たな会計モデルが大きく変更するリスクを、軽減できる。

<sup>4</sup> 審議自体は、2015年7月に行われることが予定されている。

# ASAF における発言案の検討

#### ASAF メンバーに対する質問事項

- 14. コメントレター及びアウトリーチ活動は、DRM 活動に関して関係者にとって有用と考えられる情報の価値ある洞察を提供しているとして、ASAF メンバーに次の点での見解が求められている。
  - (1) 金利リスクに関する企業のDRM活動に関して、フィードバック(主として、本資料の4項及び5項で記述されるフィードバック<sup>5</sup>)で識別されていない追加の情報ニーズがあるか。
  - (2) 以下の情報ソース以外で、関係者の情報ニーズの理解に役立つ可能性のある追加の情報ソースはあるか。
    - ✓ DP に対するコメントレター
    - ✓ 利用者、作成者、規制当局、各国基準設定主体、学者とのアウトリーチといった、通常のチャネル
    - ✔ 現行 GAAP に基づく指標や GAAP に基づかない指標、規制上の要求事項のレビュー

## 第 116 回金融商品専門委員会で聞かれたコメント

15. 2015 年 7 月 3 日開催の第 116 回金融商品専門委員会において、ASAF 会議での発言案に対して、次のような意見が聞かれた。

#### IASBの5月の暫定決定に対する意見

- (1) プロジェクトとしては、認識及び測定の要件、開示要件が同時に示されると理解をしている。動的リスク管理は取引ではなく、あくまでリスク管理の行為である。 作成者のニーズとしては、オープン・ポートフォリオに対する会計上の認識及び 測定に対して、金融商品の混合測定属性の違いに対する例外的な取扱いであるへ ッジ会計の改善にあり、動的なリスク管理の開示を進めるということではない。
- (2) 開示を先に議論することでさらに開示の量が増加し負担が増えることは懸念する。また、議論で得られた知見をもとに認識及び測定の議論を行うのでは、回り道になってしまい、認識及び測定まで辿り着けるかが疑問である。さらに、リスク軽減に焦点を当てた適用範囲と動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲のいずれを対象とするのか明確にならないところで開示の議論を行っても、ますます明瞭性の欠如を増すだけとなる。
- (3) 「開示を先に議論する」という方向性を支持しないコメントには同意する。オープン・ポートフォリオにおける現行の会計処理の問題点への対応をすべきである。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> ここでの「本資料」とは IASB から ASAF メンバーに送付された資料のことを指す。フィード バックの内容については本文第 4 項及び第 5 項を参照。

しかし、DP が提示している PRA には問題がある。例えば、超長期のオープン・ポートフォリオなど、ヘッジ対象とヘッジ手段の満期までの期間が合致させられない場合には、再評価による新たな PL 上のミスマッチが生じるためである。ヘッジ手段の FVTOCI の取り扱いなど、そもそものデリバティブの分類と測定に立ち戻った検討を行うことをコメントするべきではないか。

(4) 金利リスクに関する議論を先行させる点について、同意する。ただし、その場合 も、商品の価格変動リスク、為替リスクを議論するタイムラインを明示すべきで ある。

# 追加の情報ニーズについて

質問が、5 月暫定決定のとおり開示の議論を先行していくことを前提としている のであれば、その前提に反対している中で、質問にそのまま答えることには違和 感がある。

#### 追加の情報ソースについて

特段の意見は聞かれなかった。

## ASAF 会議での発言案

16. 前項に示した質問事項等に対して、ASAF 会議では次の発言を予定している。 IASBの暫定決定について

- (1) 我々は、IASB が動的リスク管理活動に関する会計モデルの開発という極めて困難な課題に、関係者の見解を踏まえながら真摯に取り組んでいることに深く敬意を表する。
- (2) しかしながら、我々は、次の理由から、2015年5月の暫定決定された「開示を 先に議論する」という方向性を支持しない。
  - ① 本プロジェクトには、オープン・ポートフォリオにおけるヘッジ会計の複雑性への対応、DRM 活動の忠実な表現という大きな2つの目的があると理解される。仮に前者の目的を満たすことに焦点を当てる場合、認識と測定のあり方について議論を行うことなく、開示要求について審議することはほぼ不可能と考えられる。このため、仮に「開示を先に議論する」とした場合、後者の目的に沿った追加的な情報開示について検討を行うことが想定される。
  - ② しかし、我々が意見交換した範囲では、本プロジェクトを支持していた関係者から前者の目的により強い関心が寄せられており、少なくとも、後者の目的をプロジェクトの中心に据えることについて関係者が理解を共有している

かが疑問である。また、我々の経験からも、プロジェクトの目的について十分に認識を共有しないまま検討を進めた場合、検討の途中でプロジェクトの方向性や範囲について大幅な見直しが必要となることがあり、結果として、本プロジェクトについても、有効なリソースの利用にならない可能性が高いと考えている。

- ③ 加えて、財務諸表注記が、財務諸表本表に認識されている項目を補足的に説明するか、又は、財務諸表に認識されていない項目について説明を行うものであるとすると、認識及び測定に関する要求事項が決定されない時点で、どのような注記情報が必要となるかについて判断することは極めて困難と考えられる。
- (3) むしろ、仮に本プロジェクトを進めていく場合、我々は、オープン・ポートフォリオにおけるヘッジ会計の複雑性に対応することに焦点を当てるべきと考えている。この点、IASBは 2013年にIFRS 第9号「金融商品」を公表しており、これによってIAS 第39号「金融商品:認識及び測定」について指摘されていた多くの問題点が解決されることが期待されている。このため、我々は、まずは、IFRS 第9号のヘッジ会計の要求事項の実務への適用について情報収集を図るとともに、現行基準における課題を明確にすることが必要と考えている。その際、2015年5月の会議で暫定決定されたように、最も顕著なニーズのある金利リスクに焦点を当てて検討を進めることについてが適当と考える。
- (4) なお、IASBが仮に開示の検討を先に進める場合、IASBが検討しようとしている 開示要求の趣旨が、少なくとも短期的にはあるべきと考える認識・測定を財務 諸表本表で達成することができないことを補完する手段という位置づけなのか、 それとも本表で認識・測定されている財務情報の補足的な情報という位置づけ と考えるかについて、今後のディスカッション・ペーパーの公表前に見解を明確にすることが必要と考える。仮にこの点について、立場を明確にしないまま 検討を進めようとする場合、提案の趣旨が十分、明確に伝わらないために関係 者から有用なコメントが寄せられず、結果として、プロジェクトの進め方に関する不確実性が解決されないままとなる旨が危惧される。この点、我々は、少なくとも、開示情報は財務諸表本表における測定基礎の不備を補完する手段と 考えるべきでなく、基本的な測定基礎は財務諸表本表で表示されるべきと考えている。

#### 追加の情報ニーズについて

(5) スライドで示された利用者の関心と作成者の必要性は、プロジェクトに期待される情報ニーズを概ね捉えていると考えており、特段追加すべき情報ニーズは

ないと考えられる。

# 追加の情報ソースについて

(6) スライドで示された情報ソースは概ね適切と考えており、関係者の情報ニーズ の理解に役立つ可能性のある情報ソースについて、特段追加すべきものはない と考えられる。

# ディスカッション・ポイント

上記の発言案に対して、追加・修正等があれば、ご意見をいた だきたい。

以上

# (別紙) ーコメントレター分析ー

# コメントレターと実施したアウトリーチ会議について

1. 本 DP のコメント期間は 2014 年 10 月 17 日に終了したが、IASB はこれまでに 126 通の コメントレターを受領している。また、コメント期間中に IASB スタッフはボードメン バーとともに、各国で作成者、利用者、業界団体、規制当局、会計基準設定主体、会 計事務所を含めた 50 を超える関係者とのアウトリーチ会議を実施した。また、会計基 準アドバイザリー・フォーラム (ASAF)、世界作成者フォーラム (GPF) で当該トピッ クについて議論が行われている。

# 本資料の範囲

- 2. 本資料では、下記の論点に対するフィードバックを記載している。
  - (1) プロジェクトの必要性、目的について
  - (2) PRA およびその適用範囲について
  - (3) 管理対象ポートフォリオ-行動予測特性とコア要求払預金
  - (4) 他のリスクへの PRA の適用、代替的アプローチについて

# 各論点に対するフィードバックについて プロジェクトの必要性、目的について

- 3. 本 DP では、プロジェクトに関して、主に以下の点についてコメントを求めている。
  - (1) 動的リスク管理 (Dynamic Risk Management、以下「DRM」という。) を企業の財務 諸表に表現するための会計処理アプローチの必要性はあると考えるか。
  - (2) 本 DP が、現行ヘッジ会計の要求事項を DRM に適用する際に企業が現在直面している主要な論点を正確に識別しているか。
- 4. 回答者の多くは、本 DP の分析及びプロジェクトの必要性について概ね支持をしている。
  - (1) 本 DP は、リスク管理が動的な場合の現在の IFRS の要求事項の限界を包括的に分析している。
  - (2) また、本 DP は、行動予測特性やみなしエクスポージャーといったオープン・ポートフォリオから発生する論点の分析を通じて、DRM の重要な要素を捉えている。
  - (3) 従って、本プロジェクトの必要性は支持する。しかし、財務報告と DRM を整合させることは困難な課題である。
- 5. 欧州の回答者の一部は、本プロジェクトが EU のカーブアウト問題に対応することへの 希望を表明している。

- 6. また、回答者のうち保険会社は、保険負債や金融資産の金利リスクなどのリスクを、 デリバティブを用いて動的にリスク管理しているため、本プロジェクトに関心を示し ている。IFRS 第4号のフェーズⅡプロジェクトの下で、保険負債、金融資産、デリバ ティブの間の会計上のミスマッチが生じる可能性のあり、会計上の対応策が必要であ るためである。
- 7. 一方、財務諸表利用者は概ね、本プロジェクトとポートフォリオ再評価アプローチ (Portfolio Revaluation Approach、以下「PRA」という。)の「考え方」を支持している。DRM は金融機関の重要な機能であり、DRM 活動のよりよい表示は、意思決定に有用な情報を提供するためである。

(ASBJ コメントサマリー:コメントの方向性は、回答者の多くと同一)

- 8. オープン・ポートフォリオにおけるヘッジ活動に対する新たな会計アプローチを開発 すべきかについて検討を行う価値があると考える。
- 9. DP で議論されているように、IAS 第 39 号における公正価値ヘッジ会計の要求事項には、それが、オープン・ポートフォリオに適用される場合には有用な財務情報の提供や実務上の煩雑さの観点で限界があり、ヘッジ活動の結果を財務諸表に忠実に表現することが困難である。
- 10. このため、こうした点に対処するために、現行のヘッジ会計の要求事項を基礎とする 修正の可能性も含め、新たなアプローチを検討することを支持する。

#### PRA およびその適用範囲について

- 11. 本 DP では、PRA に対し、主に以下の点についてコメントを求めている。
  - (1) PRA は、DRM へのヘッジ会計の適用について識別された論点に対処するものになると考えられるか。
  - (2) PRA の適用範囲を、管理対象ポートフォリオのすべてに適用すべき(動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲)か、企業がヘッジを通じてのリスク軽減を行っている状況に限定すべき(リスク軽減に焦点を当てた適用範囲)か。
- 12. 回答者からは、PRA に対して、概ね2種類の懸念が示されている。
  - (1) PRA で提案されたエクスポージャーの「再評価」のアイディアは、必ずしも全ての状況における DRM を反映するものではなく、限界がある。例えば、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計モデルは、金利リスクがキャッシュ・フローの変動性に関して管理されている場合には、より良く DRM 活動を反映する。
  - (2) PRA が正確に DRM 活動を表すとしても、企業が DRM に焦点を当てた適用範囲に PRA を適用する場合は、ヘッジしていないリスク・エクスポージャーを再評価する結

果として、純損益のボラティリティーにつながる懸念がある。

- 13. 回答者のほとんどは、PRA の適用範囲として、DRM に焦点を当てた適用範囲よりも、リスク軽減に焦点を当てた適用範囲を、主に次の理由により支持している。
  - (1) リスク・エクスポージャーの再評価を「デリバティブ(リスク管理金融商品)の公正価値変動を相殺する範囲で」提供する。
  - (2) IFRS 第9号のヘッジ会計の要求事項とともに、リスク管理の忠実な表現を提供する。
  - (3) 実務上は、リスク軽減に焦点を当てた適用範囲の方が、DRM に焦点を当てた適用範囲よりも困難だが、便益(リスク管理の見方と整合的な会計上の結果)は実務上のコストを上回る。
- 14. なお、一部の回答者は、PRAの選択適用が比較可能性を低減させるとの懸念を表明し、 "利益操作 (earnings management)"につながる「いいとこどり」を回避するために 追加的な防御策を確立する必要性を挙げている。
- 15. 一方、財務諸表利用者は、概ね DRM に焦点を当てた適用範囲の PRA の概念を、以下の理由により支持した。しかし、PRA の情報を示すべき場所(純損益、OCI 又は注記開示)と方法に対する共通見解はない。
  - (1) PRA は、銀行にとって利益の重要な変動要因である正味金利収益 (Net Interest Income、以下「NII」という) に焦点を当てる。
  - (2) PRA は、NII を、事業ユニット内の顧客マージンと ALM 内のネット・オープン金利 リスクポジションの結果に分割し、それによってその構成要素、変動要因、関連す るリスクの理解を利用者に提供する。
  - (3) PRA は、DRM 目的で用いるデリバティブと、トレーディング目的で用いるデリバティブを区別する。

(ASBJ コメントサマリー: PRA 適用を前提にすると、コメントの方向性は、回答者の多くと同一)

16. PRA をリスク軽減活動に焦点を当てた適用範囲に適用することについては、更なる検討を行う価値があると考える。これは、リスク軽減活動に焦点を当てて適用範囲を定める方法が、現行のヘッジ会計の問題の解決という本プロジェクトの当初のニーズに沿っていると考えるためである。動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲を検討することは反対する。

# 管理対象ポートフォリオ−行動予測特性とコア要求払預金

- 17. 本 DP では、PRA の適用に関して、主に以下の点についてコメントを求めている。
  - (1) PRA を適用する目的上、リスクが行動予測ベースで管理されている場合には、行動

予測特性 (behaviouralisation) を基礎とすべきか。

- (2) PRA を適用する際に、コア要求払預金を、予想される行動に基づいて管理対象ポートフォリオに含めるべきか。
- 18. 回答者の多くは、本 DP が、財務報告が行動予測特性 (behaviouralisation) を取り扱うことができる方法の論点を扱っていることを歓迎している。特に、回答者のほとんどは、コア要求払預金の行動予測特性を PRA に組み込むべきと強く支持した。その理由は以下である。
  - (1) コア要求払預金は、銀行の利益の重要な源泉であり、対応する金利リスクを行動予 測特性に基づいて管理している。コア要求払預金の行動予測特性は幅広く用いられ、 この業種における DRM の不可欠な一部である。
  - (2) 行動予測特性を通じてDRMの影響を直接示すことができないと、「代理ヘッジ会計<sup>6</sup>」 の利用が必要となり、それによって、情報の透明性が低下し、実務上の負担につな がる。
- 19. 一方で、回答者からは、PRA に行動予測特性を組み込むことに関して幅広い懸念も、 以下の通りに提起されている。
  - (1) 利益操作の可能性に関する懸念
  - (2) 国や企業によって異なり得る行動予測特性の、様々な仮定の利用から生じる比較可能性への影響
  - (3) 行動予測特性の仮定を変更した場合の会計処理
  - (4) 開示(行動予測特性の影響を利用者が理解するのに必要な情報と、作成者の商業上の秘匿性の尊重との正しいバランス)
- 20. 19 項とも重なるが、財務諸表利用者は、DRM がエクスポージャーの契約期間ではなく、 行動予測的なキャッシュ・フローに基づくことを支持している。
  - (1) 行動予測特性は、経済実質をよりよく反映し、PRA の意図、即ち DRM の反映とより 整合すると考えられる。
  - (2) 行動予測特性に基づいた DRM の直接的な表現は、「代理」ヘッジ会計を通じた間接的な表現よりも好ましい。
- 21. その一方で、20 項と一部重なるように、財務諸表利用者は、行動予測特性に含まれる 主観性に対して懸念を有しており、実際に行動予測を受け入れる場合には、開示(例 えば、行動予測の仮定の開示)は極めて重要であるとコメントしている。

- 12 -

<sup>6</sup> 動的リスク管理プロセスを完全に反映する会計処理を適用せずに、選択的にヘッジ会計を適用すること。

(ASBJ コメントサマリー:コメントの方向性は、回答者の多くと同一)

- 22. 企業が行動予測特性をベースにリスク管理を行っている場合、PRA を適用する上で、 キャッシュ・フローの見積りに行動予測特性を考慮することは、リスク軽減活動を財 務諸表により忠実に表現することにつながると考える。
- 23. また、要求払預金に関する行動予測特性が反映されていることは、リスク軽減活動を財務諸表により忠実に表現することにつながると考えており、預金者の行動予測特性を考慮することに一定の利点があることは理解する。
- 24. しかし、行動予測特性の考慮には重要な見積りを伴い、見積りの不確実性への懸念もある。行動予測特性を仮に財務諸表に反映させるのであれば、十分なガイダンスを設けることができる場合に限るべきであり、十分なガイダンスが設けることができない場合には、PRA を適用すべきでないと考えられる。

## 他のリスクへの PRA の適用、代替的アプローチについて

- 25. 本 DP では、PRA の適用に関して、主に以下の点についてコメントを求めている。
  - (1) PRA を動的に管理されている為替リスクにも適用することは可能か。
  - (2) PRA を銀行の DRM 以外の DRM について利用可能とするべきか。
  - (3) PRA を純損益ではなく OCI を通じて適用するアプローチを検討すべきか、
- 26. 為替リスクに対しては、回答者の多くが、金利リスクと同時に為替リスクの DRM に対しても PRA の適用は可能とすべきとコメントしている。
- 27. 他のリスクへの PRA の適用に賛成である回答者は、公益事業 (utility) やエネルギーセクターなど、特定の非金融機関が商品価格リスクに対して行うリスク管理活動は、銀行による DRM に類似するとコメントしている。一方で、回答者の中には、他のリスクへの PRA の適用に反対である者もいる。その回答者は、PRA の適用対象の拡張に懸念を表明しており、PRA は例外と捉え、適用対象も狭い範囲とすべきであるとコメントしている。
- 28. OCI を通じた PRA という代替案に対しては、多くの回答者が、DP で検討した概念上及 び実務上の困難を踏まえて反対している。

(ASBJ コメントサマリー:コメントの方向性は、回答者の多くと同一)

29. 銀行の金利リスクに関する DRM 以外についても、銀行における ALM 部門と同様の機能 を果たしている事業部門又は企業が商品の価格変動リスクや為替リスク(外貨建資

- 産・負債、為替換算調整勘定)を含むリスクを連結グループ内で一元的に管理する場合がある。このような場合に本 DP における PRA を適用することによって、リスク軽減活動の実態が忠実に表現される可能性があると考える。
- 30. DRM に焦点を当てた適用範囲の PRA は、再評価が必ずしも適さない項目を再評価することになる場合があると認識しており、PRA の再評価差額を OCI に表示しても、この問題は解決しないため、OCI を通じた PRA を検討する意義は乏しいと考える。

以上